

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	提出団体	ページ
19	火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携のための見直し	富山市	1～5
20	介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し	所沢市、那覇市	6～21
50	海区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件の見直し	京都府	22～25
22	重度訪問介護の訪問先の見直し	さいたま市	26～36
24	介護老人保健施設等に係る未利用国有地の貸付の対象施設の見直し	兵庫県	37～47
23	介護保険における施設移転に係る住所地特例の見直し	兵庫県、多可町	48～55
25	へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直し	萩市	56～69
3	児童養護施設に配置すべき職員の数に幼稚園教諭を含めることができるよう見直し	鳥取県	70～81
4	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し	豊田市、うるま市、 九州地方知事会	82～112

火葬場の設置・運営に係る 広域化・官民連携のための見直し

富山県 富山市



●富山市の火葬場の現況

- ・富山市は平成17年4月に周辺6町村と合併し、現在4つの火葬場を運営。現在、富山市斎場の建替えを検討中である。

●周辺7市町村の状況

- ・滑川市、上市町、射水市、砺波市に1つずつ、南砺市に3つの火葬場があり、それぞれで経営が行われている。

●今後の死亡者数及び火葬件数の推計

- ・総人口は平成30年6月末現在、417,472人。うち、高齢者は121,286人であり、高齢者割合は人口全体の約30%である。
- ・死亡者数及び火葬件数は、少なくとも2040年まで微増を見込む。

【死亡者数の推計】

	2014年 H26年度	2020年 H32年度	2025年 H37年度	2030年 H42年度	2035年 H47年度	2040年 H52年度
富山市死亡者数推計値(人)	4,475	4,884	5,215	5,437	5,643	5,790
立山町死亡者数推計値(人)	333	337	350	356	363	367
合計(人)	4,808	5,221	5,565	5,793	6,006	6,157
倍率	1.00	1.09	1.16	1.20	1.25	1.28

【火葬件数の推計】

	2014年 H26年度	2020年 H32年度	2025年 H37年度	2030年 H42年度	2035年 H47年度	2040年 H52年度
火葬件数	4,842	5,258	5,604	5,834	6,048	6,201
倍率	1.00	1.09	1.16	1.20	1.25	1.28

●火葬場の維持管理費・更新費

- ・富山市は、自らが運営する火葬場の維持管理費を毎年度負担している。
- ・それぞれの火葬場が更新時期を迎える予定であり、維持管理費に加え、早晚火葬場の更新に要する費用を負担することになる。
(※火葬炉の耐用年数は通常約15年程度。)



●火葬場に係る住民負担の抑制

- ・火葬場の広域化や民間企業のノウハウの活用により、効率的でダイナミックな経営を行うことが可能となり、維持管理費や更新費用を抑えることができる。
- ・結果、税負担が抑制され、住民に大きな負担を求めることなく、住民の税負担の抑制に繋がる。

●民間活用の範囲の明確化（提案①）

PFI事業による火葬場の経営は現行制度でも可能だが、民間事業者への事業譲渡を含め、PFI事業の更なる深化を図るため、火葬場の経営をどの程度まで民間企業に委ねることが可能か、墓地、埋葬等に関する法律の通知の内容を明確化・具体化する必要がある。

墓地、埋葬等に関する法律の通知（写）

○墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて

（昭和四三年四月五日）

（環衛第八〇五八号）

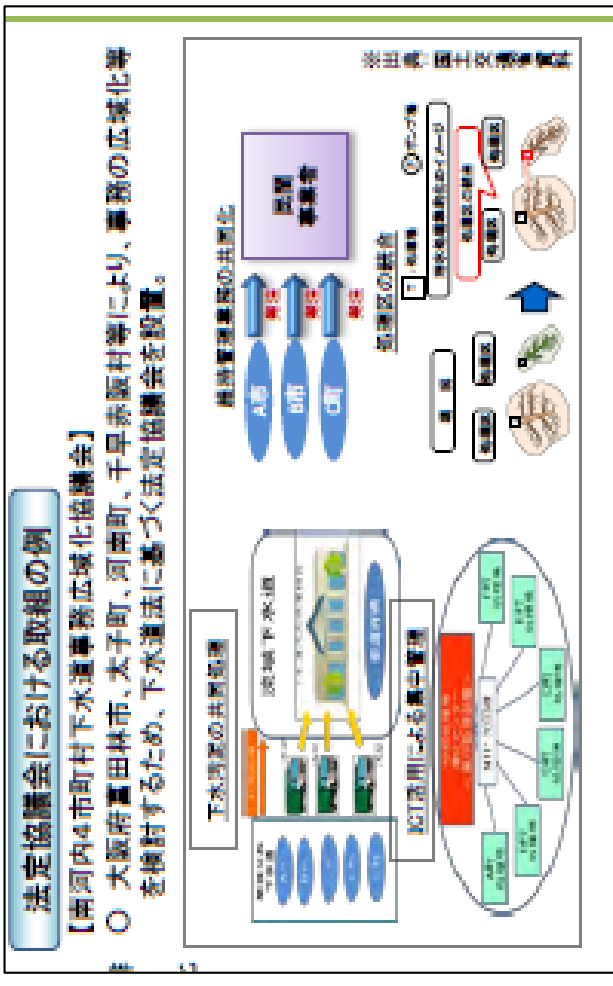
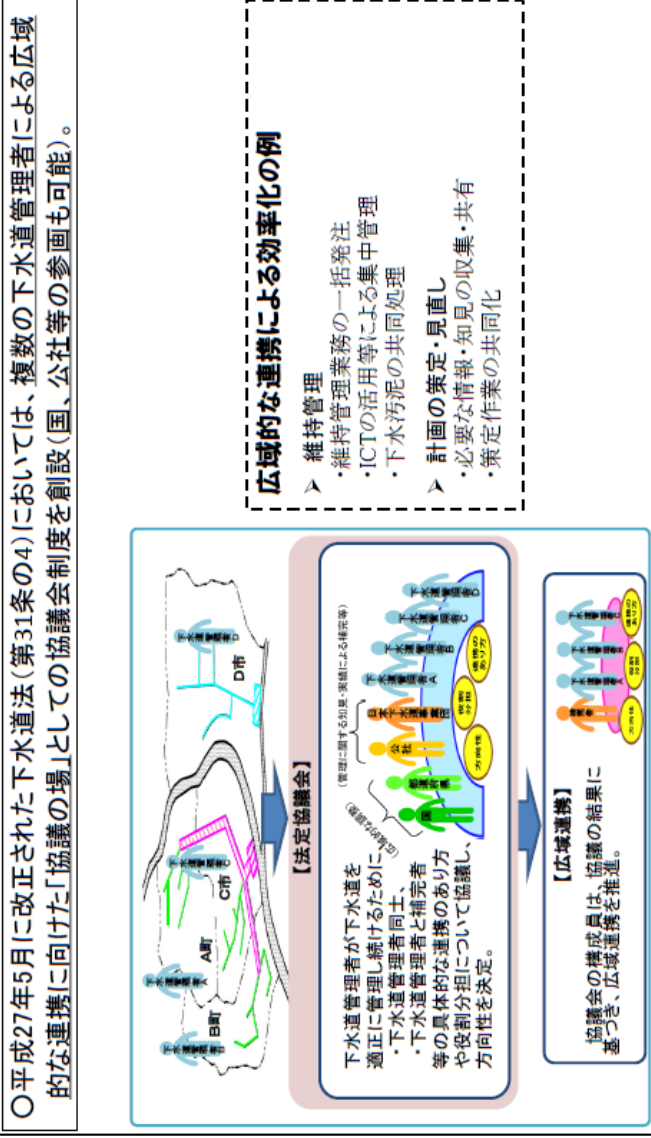
（各都道府県・各指定都市衛生主管部局長あて厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）

近年、株式会社等営利を目的とする法人に対して墓地の経営を許可する事例が見受けられるが、従来、墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、昭和二十一年九月三日付け発警第八五号内務省警保部局長、厚生省衛生局長連名通知及び昭和二十三年九月十日付け厚生省発衛第九号厚生次官通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であつても宗教法人、公益法人等に限り、こととされてきたところである。これは墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり、この見解は現時点においてもなんら変更されていない。従つて、墓地等の経営の許可にあつては、今後とも前記通知の趣旨に十分御留意のうえ、処理されたい。

●広域化・官民連携を検討するための、「協議の場」としての協議会制度の位置づけ（提案②）

- ・火葬場の維持管理費や更新費の更なる節減を図るためには、必要な資材の一括発注、集中管理等について、隣接する周辺市町村、様々な主体と一緒に becoming、火葬場の広域化や官民連携を検討する必要がある。
- ・議会議決が不要で広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を、墓地、埋葬等に関する法律に位置づけることを求める。
- ・協議会にて決まったことに対し、地方公共団体は尊重義務が課せられる。

広域化・官民連携の先進例（例）下水道事業）※下水道法の広域化の検討の場として法定協議会が活用されており、水道法の広域化においても活用される予定である。



※上記の図については、国土交通省HP資料より引用。